



令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化が図られることに伴い、令和4年度から新たに住民税非課税世帯等に該当した世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金を支給します。

1 給付対象者

基準日（令和4年6月1日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）の世帯主

※既に本給付金（令和3年度住民税非課税世帯又は家計急変世帯）を受給している世帯は除く。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

2 給付額

1世帯当たり10万円 ※1世帯1回限り

3 申請方法等

住民税非課税世帯（※一部申請が必要な場合があります）

① 令和4年7月19日（火）に対象世帯へ支給に関する「確認書」を発送予定

② 内容等を確認し、同封された返信用封筒で返送

4 給付方法

定額給付金が振り込まれた口座または指定の口座への振り込み

5 給付時期

確認書返送後または申請書の審査終了後、3週間程度で振り込み予定

6 周知方法

広報きりゅう7月号、市ホームページ、ふれあいメール、フェイスブック、ツイッター、FMきりゅう、公民館等に申請書やチラシを設置

7 専用電話

（1）桐生市コールセンター：0277-44-8621

業務内容：申請、振込に関すること。

開始時期（予定）：令和4年7月11日（月）

受付時間（予定）：午前9時から午後5時（土、日、祝日を除く）

（2）内閣府コールセンター：0120-526-145

業務内容：制度の内容に関すること。

受付時間：午前9時から午後8時（土、日、祝日を除く）



【問い合わせ】

総務部総務課庶務担当

担当 小林

TEL 0277-46-1111（内線533）